

新潟市手話言語条例

ろう者は、手指や身体の動きを使って、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有する手話によって物事を理解し、考え、知識を蓄積し、コミュニケーションを図ってきました。この手話は、ろう者の間で、お互いの気持ちを理解し合い、仲間の輪を広げるとともに、社会参加に欠かせない言語として大切に受け継がれています。

しかし、ろう教育における口話法の導入により手話の使用が制約されたため、ろう者の尊厳が深く傷つけられた時代もありました。また、ろう者や手話に対する理解が乏しく、ろう者は、必要な情報を得ることや、コミュニケーションを図ることも困難で、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。

また、中途失聴者、難聴者などにおいては、日本語の文法や語順に対応した手話も用いられています。

こうした中、平成18年に国際連合総会において障害者の権利に関する条約が採択され、我が国においても、平成23年に手話が言語に含まれることを障害者基本法（昭和45年法律第84号）において明らかにし、平成26年には同条約を批准しました。

本市は、障がいのある人もない人も、全ての市民が、障がいの有無に関わらず、生き生きと自分らしい生活を営み、安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、その第一歩として平成27年10月に新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成27年新潟市条例第49号）を制定し取り組んできましたが、いまだ手話への理解及び手話の普及への取組は十分とはいえません。

そこで、この取組を更に進め、手話を日常的に使用できる環境を整えるため、手話は言語であるとの認識に基づき、全ての人が心を通わせ、相互の人格と個性を尊重し合う社会の実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることにより、

総合的かつ計画的な施策を推進し、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を構築し、もって全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識の下、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければなりません。

2 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため、手話その他の意思疎通手段によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければなりません。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に努めるとともに、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な施策を推進するものとします。

2 市は、市職員に対し、手話を学ぶ機会を提供するよう努めなければなりません。

3 市は、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するために、事業者が行う取組に対し、必要な支援を講ずるよう努めなければなりません。

(市民等の役割)

第4条 市民及び事業者は、手話への理解を深めるとともに、次条に定める市の施策に協力し、全ての市民にとって暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

2 事業者は、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するとともに、働きやすい環境の整備に努めるものとします。

3 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人及びその関係団体は、

次条に定める市の施策に協力するよう努めるものとします。

(施策の推進)

第5条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するものとします。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 手話を学ぶ機会の確保に関すること。
- (5) 手話通訳に携わる者（以下「手話通訳者」といいます。）その他の手話による会話ができる人の確保及びその活動環境等の充実にに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策に関すること。

(学校における取組)

第6条 市は、手話への理解及び手話の普及を図るために、学校教育において手話の普及啓発に努めるものとします。

2 市は、学校教育において、児童若しくは生徒又は保護者等が、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人である場合、手話を使用しやすいよう、また、その児童又は生徒が手話を学びやすい環境となるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

3 市は、学校において児童、生徒及び教職員に対して手話を学ぶ機会を提供するよう努めなければなりません。

(医療機関における取組)

第7条 医療機関は、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとします。

2 市は、医療機関がろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人にとって手話を使用しやすい環境となるよう、手話通訳者を派遣する制度の周知その他必

要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(緊急時及び災害時の対応)

第8条 市は、緊急時及び災害時において、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者などに
対し、情報の取得及び意思疎通に必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(その他意思疎通支援の推進)

第9条 市は、ろう者をはじめ、中途失聴者及び難聴者の特性や状況に応じて、手話以外
に、要約筆記、情報通信技術その他の意思疎通手段を活用し、円滑な意思疎通の支援の
ために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(財政上の措置)

第10条 市は、手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策を推進するため、必要
な財政上の措置を講ずるよう努めなければなりません。

(関係者との協議の場)

第11条 市は、本条例に基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、
難聴者その他手話を必要とする人、手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これ
らの者との協議の場を設けなければなりません。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長その
他の執行機関及び公営企業管理者が別に定めます。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行します。